

保護者各位

那覇市立識名小学校・幼稚園
校長・園長 富田 尚
【公印省略】

「台風時の取り扱い」についてお願い 本校では台風時の扱いを次のように致します。

1. 「暴風警報」が発令された場合、臨時休業になります。

- (1) 朝から「暴風警報」が発令されている場合は、臨時休業です。
- (2) 授業中に「暴風警報」が発令された場合は、安全の確保を図りながら速やかに帰宅させます。

2. 「暴風警報」が解除になったとき。

- (1) 12:00以降に解除になった場合は、そのまま臨時休業です。
- (2) 12:00までに「暴風警報」が解除になった場合は、登校します。

但し本校では次のようにします

- ① 午前7:00までに解除になった場合は、給食があります。午後の授業がある学年は通常通り授業を行います。
- ② 午前7:00を過ぎて午前9:30までに解除の場合は、給食の準備ができないため、4校時終了後下校となります。(12:30下校)
- ③ 午前9:30～12:00の解除の場合は、昼食を家庭でとらせた後、午後1:00までに速やかに登校させて下さい。2時間程度の授業を行います。

3. 「暴風警報」の発令は、どうしたらわかりますか？

「暴風警報」が発令されたかどうかは、テレビやラジオ等で報道があります。また、本県では、マスコミ、気象台の協力を得て「警報発令」後に「臨時休業」のお知らせを流すことになっています。休業かどうかはテレビやラジオの情報で確認して下さい。休業のテロップは、警報発令より遅れることがありますが、暴風警報が発令されたら「臨時休業のお知らせ」が流れなくてもお休みです。

ただし、土・日曜日・祝日等はテレビのテロップが表示されないこともあります。

※「暴風警報」は台風の暴風域に入っていなくても出されることが多いです。また暴風域をぬけてもすぐには解除にならないこともあります。

※「暴風警報」解除になる時刻によっては、「各学校の判断で・・・」と放送されることもあります。その場合は上記2に書いてある事を参考にしてください。

4. お願いです！

このお知らせは、目立つところに貼り、台風接近及び暴風警報発令時に利用してください。台風接近時などは朝から学校や教育委員会、放送局への問い合わせの電話が多く関係機関との緊急連絡ができない場合がございます。臨時休業の確認の電話はしないようにご協力お願いします。

※台風で休業の場合は、自宅で待機させてください。暴風警報発令中は決して外で遊ばせないようにお願い致します。